

桜川市空家等対策計画の改定の概要

ページ	内 容
P4～5	空家等対策の推進に関する特別措置法の改正によるものです。 ・管理不全空家等の追加
P10	令和6年度空家全数調査の結果を反映しました。
P16	空き公共施設の課題、所有者不明・不存在という課題を追記しました。
P17	上記の基本方針を記載しました。
P18	固定資産税納付書へのチラシ添付等、新たに実施している事業を追記しました。
P21～27	桜川市空家等活用促進指針及び空家等活用促進区域を追記しました。 本区域については、令和7年1月6日に公表し、HPに掲載しております。
P28	法令により追加された管理不全空家等、緊急代執行について記載しました。 また、不良住宅除却費補助制度については、令和6年度に広報し、令和7年度より補助を実施しております。
P29	空き公共施設の施策について記載しました。
P30	法令の改正により、追加された内容について記載しました。
P31～33	法令改正による各種手続きになります。
P35	P16の内容の市役所内の役割分担及び法令の改正より新たに設けられた空家等管理活用支援法人について追記しました。
P37	財源確保のために国庫補助事業に取り組む旨、記載しました。
P38～41	特定空家等、管理不全空家等の判断基準となります。
P42～52	改正された空家等対策の推進に関する特別措置法です。
P52～56	全面改正した桜川市空家等の適正化に関する条例です。